

陳情文書表

陳情番号	平成27年 第1号	陳情者 [REDACTED]	
受理年月日	平成27年1月20日		
件名	国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出についての陳情		
陳情の要旨	<p>憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。よって国会及び政府は、日本国憲法について、活発かつ広範な議論を推進するとともに国民的議論を喚起することを強く求める。</p> <p>以上を国会と国に意見書として提出を求める旨の陳情。</p>		



箱根町議会議長
西村 和夫 様

平成27年1月20日

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出についての陳情

陳情の理由

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主義、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、国会でも、平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始まられている。

憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって国会及び政府は、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に従い、国会と国に対し意見書を提出することを求めるものである。

陳情項目

国会における憲法論議の推進と国民的議論を喚起することを求める意見書を国会と国に提出していただきたい。